

当薬局の行っているサービス内容について

下記表中の点数は全て 1 点 = 10 円です。

1・調剤基本料に関する事項		
調剤基本料 (47 / 30 / 25 / 20 / 37 / 5 / 3 点)		保険薬局の基本となる点数であり、処方箋を受け付けた場合に、施設の体制等に応じて所定の点数を算定します。
2・薬剤調製料に関する事項		
薬剤調製料 (内服薬:24 点、毛服薬:21 点、外用薬:10 点など)		処方箋に基づき、患者さん一人ひとりに合わせて正確にお薬を調製（計量、混合など）した場合には、お薬の種類や日数に応じて所定の点数を算定します。
3・調剤管理料及び服薬管理指導料等に関する事項		
調剤管理料 (10 / 60 点)		お薬手帳等により患者さんの医薬品等に係る情報を把握するとともに、処方された薬剤について患者さん又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録や疑義照会、その他の管理を行います。
服薬管理指導料 (45 / 59 点)		患者さんごとに作成した薬剤服用歴(薬歴)に基づいて、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する説明、後発医薬品やバイオ後続品に関する情報を薬剤情報提供文書により提供し、薬剤の服用に関して患者さんの理解や必要な指導を対面又は情報通信機器を用いて行っています。また、必要に応じてお薬の交付後も継続的に服薬管理を行います。
4・地域支援・医薬品供給対応体制加算に関する事項		
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (27 / 37 / 59 / 67 点)		厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において調剤した場合、当該基準に係る区分に応じて所定の点数を加算します。
5・連携強化加算に関する事項		
連携強化加算 (5 点)		他の保険薬局、保険医療機関及び都道府県等との連携により、災害又は新興感染症の発生等の非常時に必要な体制が整備されている保険薬局において、調剤した場合に所定の点数を加算します。
6・バイオ後続品調剤体制加算に関する事項		
バイオ後続品調剤体制加算 (50 点)		厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、バイオ後続品を調剤した場合、所定の点数を加算します。
7・電子的調剤情報連携体制整備加算に関する事項		
電子的調剤情報連携体制整備加算 (8 点)		厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、調剤した場合に月 1 回に限り所定の点数を加算します。
8・在宅薬学総合体制加算に関する事項		
在宅薬学総合体制加算 (30 / 50 / 100 点)		厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している患者さんの処方せんを調剤した場合に所定の点数を加算します。
9・無菌製剤処理加算に関する事項		
無菌製剤処理加算 (69 / 79 点)		厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、1 日につき所定の点数を加算します。
15 歳未満の小児の場合 (137 / 147 / 237 点)		
10・在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項		
在宅患者訪問薬剤管理指導料 1：単一建物診療患者が 1 人の場合 (650 点/回) 2：単一建物診療患者が 2～9 人以下の場合 (320 点/回) 3：1 及び 2 以外の場合 (290 点/回)		あらかじめ在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で療養を行っている患者さんであって通院が困難なものに対して、医師の指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、患者を訪問して、薬学的管理及び指導を行い、患者さん又はその家族等に対して必要な指導等を行った場合に、単一建物診療患者の人数に応じて所定の点数を算定します。
11・調剤ベースアップ評価料に関する事項		
調剤ベースアップ評価料 (4 点 ※令和 9 年 6 月以降は 8 点)		厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届出した保険薬局において、薬局で勤務する従業員の継続的な賃金改善を図るため、処方箋を受け付けた場合に、1 回につき所定の点数を算定します。
12・調剤物価対応料に関する事項		
調剤物価対応料 (1 点 ※令和 9 年 6 月以降は 2 点)		物価高騰に対応し、地域の医薬品供給拠点としての体制を維持するため、処方箋を受け付けた場合に、3 月に 1 回に限り所定の点数を算定します。
13・特定薬剤管理指導加算に関する事項		
特定薬剤管理指導加算 (5 / 10 / 100 点)		抗悪性腫瘍剤や糖尿病用剤、血液凝固阻止剤など、特に安全管理が必要なお薬（ハイリスク薬）が処方された患者さんや、お薬の選択に適切な重要なご説明を行った患者さんに対して、これまでの服用歴等を踏まえた詳しい確認や適切な指導等を行った場合、又は電話等で副作用の状況等を確認し医療機関へ文書で報告した場合などに、所定の点数を加算します。

当薬局は厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険薬局です

- どの保険医療機関の処方箋でも応じます。
- 調剤基本料（ ）の施設基準に該当します。
- 1200品目以上の医療用医薬品を揃えています。
- 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有しています。
- 調剤した後発医薬品の数量割合が85%以上の実績を有します。
- 地域の保険医療機関又は保険薬局に対して在庫状況を共有し、医薬品を分譲した実績を有します。
- 医療材料及び衛生材料を供給する体制を整備しています。
- 麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことが可能です。
- 取り扱う医薬品に係る情報提供体制を有しています。
- 平日は 1 日 8 時間以上、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には一定時間以上開局し、かつ、週45時間以上開局しています。
- 休日、夜間を含む開局時間外において調剤および在宅業務に対応できる体制を整備しています。
- 休日、夜間を含む開局時間外の患者さんからの相談に対する応需体制を整えています。
- 地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制に係る周知を自局及び同一グループ、または地域の行政機関や薬剤師会等を通じて十分に行っています。
- 診療所又は病院及び訪問看護ステーションと円滑な連携を行っています。
- 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制を取っています。
- 在宅で療養されている患者さん宅を訪問して服薬指導等を年間 24・48 回以上行った実績を有します。
- 在宅業務に関する研修（認知症・緩和医療・ターミナルケア）を実施し、学会等へ参加しています。
- プレアボイド事例の把握・収集を行っています。
- 医療安全に資する取組実績の報告を行っています。
- 副作用報告に係る手順書の整備をしています。
- かかりつけ薬剤師が服薬管理指導を行う旨の届出を行っています。
- 患者さんごとに作成した薬剤服用歴（薬歴）に基づき、服用する医療用医薬品以外の医薬品に関するものを含め、必要な薬学的管理を行い、服薬及び保管取扱いの指導を行います。
- 管理薬剤師は薬局経験 5 年以上かつ当該薬局在籍 1 年以上です。
- 地域の行政機関、訪問看護ステーションと連携し、学会発表などを推奨しています。
- 患者さんのプライバシーに配慮した設備、構造であり、椅子に座った状態で服薬指導が可能です。
- 一般用医薬品及び要指導医薬品等（基本的な48薬族群）を取り扱っています。
- 一般用医薬品の販売とともに、健康相談や健康教室を実施し、生活習慣の改善や疾病の予防に資する取組を行い、必要に応じて医療機関への紹介を行っています。
- 緊急避妊薬の調剤又は販売を含む女性の健康に係る相談に対して適切に応需・対応し、調剤を行う体制を整備しています。
- 敷地内は禁煙とし、たばこ及び喫煙器具を販売していません。
- セルフメディケーション関連機器を 3 つ以上設置しています。
- 薬事未承認の研究試薬・検査サービスを提供していません。
- 時間外等及び夜間・休日等の対応実績を有します。
- 麻薬の調剤実績を有します。
- 調剤時残業調整及び薬学的有害事象等防止の取組実績を有します。
- かかりつけ薬剤師による一元的、継続的な服薬管理指導の実績を有します。
- 服薬管理指導料 1 の確定実績を有します。
- 服用薬剤調整支援助料の算定実績を有します。
- 単一建物診療患者（居住者）が 1 人の場合の訪問薬剤指導実績が240回以上かつその割合が 2 割以上です。
- 単一建物診療患者（居住者）が 1 人の場合の訪問薬剤指導実績が480回以上かつその割合が 1 割以上です。
- 医療用医薬品について、注射剤 1 品目以上を含む 6 品目以上を備蓄し、必要な薬剤及び指導を行うことができます。
- 無菌室、クリーンベンチまたは安全キャビネットの設備を備え、注射薬等の無菌的製剤が可能です。
- 服薬情報等提供料の算定実績を有します。
- 小児特定加算の算定実績を有します。
- 研修認定を取得した保険薬剤師が地域の他職種と連携する会議に出席しています。
- 「第二種指定指定医療機関」として都道府県知事の指定を受けた保険薬局です。
- 新型インフルエンザ等感染症の発生時における必要な体制を整備しています。
- 災害の発生時における必要な体制を整備しています。
- 災害の被災状況に応じた対応を習得する研修を薬局内で実施しています。
- 災害や新興感染症発生時等における薬局の体制や対応について手順書を作成し、職員で共有しています。
- 災害や新興感染症発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で周知しています。
- オンライン服薬指導を実施する体制があります。
- 要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キットを販売しています。
- 過去 1 年間における服薬管理指導の医療用医薬品に関する算定回数合計が180回/年以上の実績があります。
- 過去 1 年間において無菌製剤処理加算の算定回数が 1 回/年以上の実績があります。
- 在宅訪問薬剤管理指導等に係る小児特定加算及び乳幼児加算の算定回数合計が 8 回以上/年の実績があります。
- 常勤換算で 3 名以上の保険薬剤師が勤務しており、開局時間中は原則 2 名以上の薬剤師が常駐しています。
- 電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- オンライン資格確認システムを活用して調剤等を実施できる体制を有します。
- 電子処方箋を受け付ける体制を有しています。
- 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- サイバーセキュリティの確保のために必要な措置を取っています。
- 高度管理医療機器の販売業の許可を受けています。
- バイオ医薬品の適切な保管及び患者さんへの適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制を整備しています。

「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方を含め、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行します。明細書には、調剤した薬剤の名称等が記載されますので、ご家族等の代理の方への発行も含めて、明細書の発行をご希望されない方は、窓口にてその旨お申し出ください。

訪問薬剤管理指導の届出を行っている旨の掲示

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

点数は全て 1 点 = 10 円です。計算例) 10点 = 100円（3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です）

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第1節 調剤技術料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)留結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関間の受診回数の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
①調剤基本料 1	○	①～③以外、または医療資源の少ない地域に所在する保険薬局 処方箋受付回数及び集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 (イ) 月4,000回超えと上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 (ロ) 月1,800回超えと集中度85%超 (ハ) 月600回超えと集中度85%超（都市部に新規開局） ② 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ③ 保険薬局と同一建物かつ複数の医療機関の受付回数（合算） ※2. 同一グループの間の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関がない場合は、 当該同一グループの平均集中度とする	47点 30点
②調剤基本料 2		同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または集中度）の合計より当該保険薬局の集中度、次のいずれかに該当する保険薬局 (イ) 月3,500回超えと400回以下と集中度85%超 (ロ) 月3,500回超えと特定の保険医療機関と不動態取引等その他の特別な関係 (ハ) 月400回超えと集中度85%超 (ニ) 月400回超えと特定の保険医療機関と不動態取引等その他の特別な関係 (ホ) 月400回超えと集中度85%以下	25点 20点 37点
③調剤基本料 3		保険医療機関と特別な関係（同一建物）と集中度50%以下の保険薬局 ※1. 地域支障、医薬品供給に付加調整等による▲90%で算定 ※2. 受託管理に該当する項目（一部を除く）は50%とする ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料に▲10%で算定	25点 20点 37点
④特別調剤基本料 A		調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算より受託管理薬剤料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料に▲10%で算定	3点
⑤特別調剤基本料 B	-		
門前薬局等立地価減算	○	同一多数の保険薬局が開設している地域又は医療セーブルに開局	▲15点
分別調剤（後発医薬品の経口剤等）	1	1分別調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
分別調剤（後発医薬品の経口剤）	1	1分別調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
地域支障・医薬品供給対応加算 1		地域における医薬品の安定供給確保のために必要な体制を有し、後発医薬品調剤数量割合85%以上	27点
地域支障・医薬品供給対応加算 2		調剤基本料 1 の保険薬局 「1」の基準+必須1+選択1以上	59点
地域支障・医薬品供給対応加算 3		調剤基本料 1 の保険薬局 「1」の基準+選択2以上	59点
地域支障・医薬品供給対応加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局 「1」の基準+必須2+選択1以上	37点
地域支障・医薬品供給対応加算 5		調剤基本料 1 以外の保険薬局 「1」の基準+選択2以上	59点
連携強化加算	○	医薬・医療関係発生時等の対応体制整備 「バイオ後続品の調剤数量割合（バイオ医薬品）」の成分数及び、バイオ後続品の数量割合が 80%以上となっている成分の数、全体の60%以上	5点 50点
バイオ後続品調剤体制加算	-	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く 在宅訪問十分に行うための体制整備 在宅患者訪問薬剤管理指導等48回以上	50点 30点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅訪問を十分に行うための体制整備 高度薬剤師の習得及び外注による十分な業務 ・麻薬、新型製剤処理加算、小児特許薬の実績 ・常時調剤で3人以上の保険薬剤師（専任） イ）単一診療形態患者（居住者）1人の場合 ロ）イ）以外の場合	100点 80点
在宅薬学総合体制加算 2			
薬剤情報経連携体制整備加算	○	医療DX推進に係る体制を有し、マイナ保険証の利用率30%以上 月1回まで	5点
電子調剤料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
輸液薬		1調剤につき、3調剤分まで	21点
漢薬		1調剤につき、3調剤分まで	19点
注射薬			7日分につき 190点 8日分以下、10日/1日分 29日分以下、40点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	26点
無菌製剤処理加算		1調剤につき	10点
院内用調剤		1日につき ※注射薬のみ	10点
中・小児調剤実費加減用 抗がん剤調剤	○	2以上の注射薬を混合 2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む） 麻薬を含む2以上の（注射薬を混合） または麻薬を含む調剤に充て	69点（15歳未満237点） 79点（15歳未満147点） 69点（15歳未満137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬70点、麻薬以外5点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、工工ス剤 液剤		1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数が算定	7日分につき20点 45点
自家製剤加算（輸液薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、工工ス剤 液剤		1調剤につき	90点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、ドロシロシ、軟、硬膏、パップ剤、リニメント剤、坐剤 点眼薬、点鼻薬、点耳薬、洗眼薬 液剤		1調剤につき	90点 70点 90点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・輸液薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調剤費＋医療関係処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点